

坂出市高齢者福祉計画および 第 10 期介護保険事業計画の概要（案）

1 計画の位置づけ

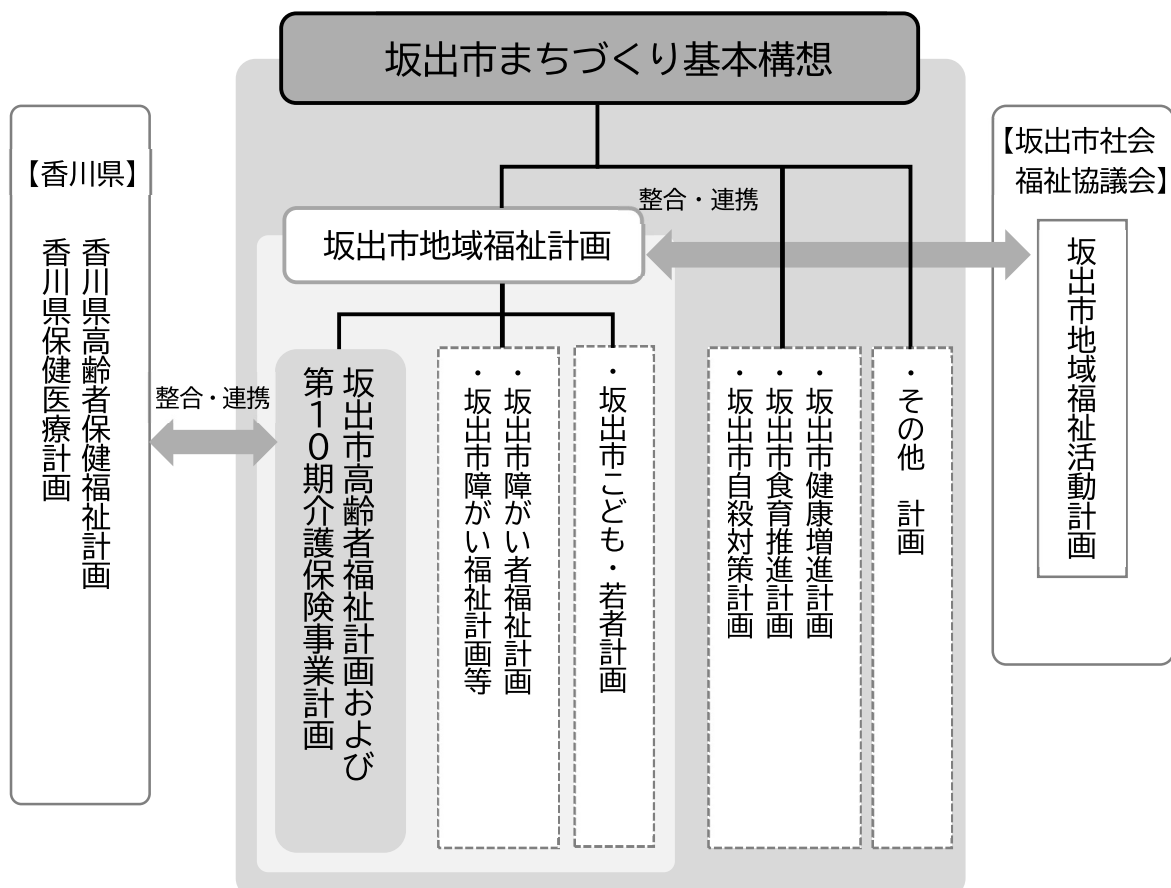
本計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定するものです。

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画で、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるものです。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき、本市における要介護者や要支援者の人数、介護サービスや介護予防サービスの利用意向などを勘案し必要なサービス量を見込み、介護サービスや介護予防サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

2 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、本計画の上位計画にあたる「坂出市まちづくり基本構想」や本市の福祉分野の関連計画との調和、国・県の関連計画との整合を図りながら策定するものです。

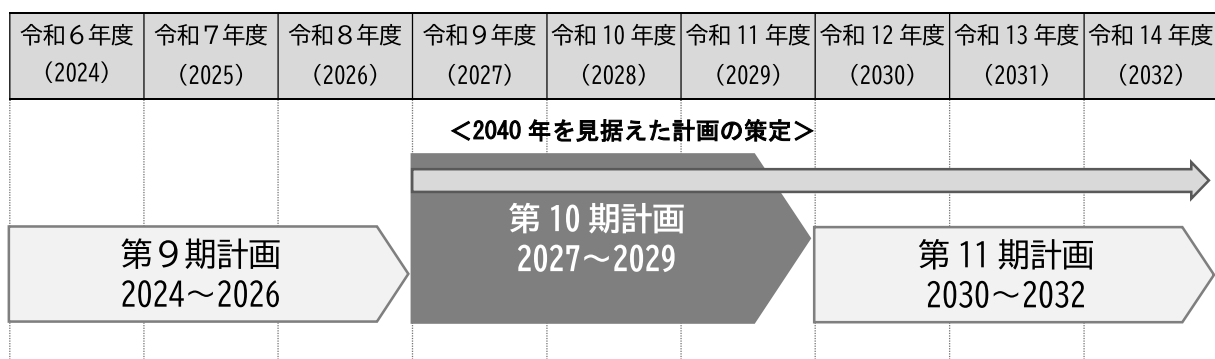


3 計画の期間

本計画の期間は、2027(令和9)年度～2029(令和11)年度の3年間とします。

本計画期間は、いわゆる団塊の世代がすべて後期高齢者となった後の段階に位置し、医療および介護の双方のニーズを有する高齢者の増加がより顕在化する時期となります。

高齢者人口がピークを迎える2040(令和22)年を見据えると、85歳以上人口の更なる増加に伴い、重度化・多様化する介護ニーズへの対応が求められる一方で、生産年齢人口の減少が進行し、介護人材の確保がこれまで以上に重要な課題となります。このため、これまで構築・推進してきた地域包括ケアシステムを基盤として、その更なる深化・高度化を図るとともに、介護サービスの質と量の確保、医療・介護の連携強化、介護現場の生産性向上等を通じて、増大する介護ニーズと限られた人的資源への対応を両立させ、制度の持続可能性の確保を図ることが重要となります。



4 計画の策定体制

(1) 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会

保健・医療・福祉・介護の各分野における専門家、学識経験者、被保険者の代表者等を委員とする「坂出市高齢者福祉計画等策定協議会」を設置し、審議・検討を行います。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

一般高齢者および事業対象者、要支援認定者を対象に2026(令和8)年2月10日から2026(令和8)年3月13日の期間で調査を実施しました。

	配布数	回答数	回答率
一般高齢者・事業対象者	2,500 通	1,860 通	74.4%
要支援認定者	1,000 通	720 通	72.0%

（３）在宅介護実態調査の実施

在宅で生活している要支援・要介護者のうち、2026（令和８）年１月～４月の期間に「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」のための、認定調査を受けたかたを対象に実施しました。

	調査件数	回答数	回答率
要支援・要介護認定者 （更新・変更申請）	458 件	239 件	52.2%

（４）介護サービス事業者・法人アンケート調査の実施

市内で事業所を運営している介護サービス事業者に、アンケート調査を実施し、新たに介護サービスの取組意向がある事業者にはヒアリング調査を実施する予定です。

（５）地縁組織や各種団体アンケート調査の実施

自治会、民生児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブ、婦人会、シルバー人材センター、社会福祉協議会等へのアンケート調査を実施する予定です。

（６）庁内関係各課への意見聴取の実施

「坂出市高齢者福祉計画および第９期介護保険事業計画」の事業の取組の実績、評価、課題と対応策について調査を行いました。今後、次期計画に向けての意見を聴取していく予定です。

5 第10期計画の基本指針の基本的な考え方

基本指針の見直しポイント	内容
1 介護サービス提供体制の計画的な整備	(ア) 地域の実情に応じたサービス提供体制の整備 ・地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、第10期計画における施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせて、介護サービス提供体制を計画的に確保 ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者のサービス需要や在宅医療の整備状況を踏まえ、医療・介護の連携を強化し、医療及び介護の効率的かつ効果的な提供を図る (イ) 在宅サービスの充実 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型について、引き続き、地域の実情に応じて、普及を検討し、整備に取り組む
2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組	(ア) 地域包括ケアシステムの深化 ・地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの構築は継続 (イ) 保険者機能の強化 ・介護給付の適正化については、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、新たな取組を含めた事業の重点化・内容の充実・見える化を行う
3 地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上	・多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備などを総合的に実施

出典：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（令和8年3月）